**業務実施契約**

（技術研修等支援業務）

１　業務名称： ●●●国○○○○○○○○○*（技術研修）*

２　履行期間： （西暦で記入）年　　　月　　　日から

 （西暦で記入）年　　　月　　　日まで

３　契約金額： 　　　　　　　　円

（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　　円）

独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）　と受注者名〔組織名〕[[1]](#footnote-2)を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第１条　本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。なお、本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、あらかじめ発注者が指定した場合には、指定の電磁的方法によるものとし、指定がない場合には紙媒体によるものとする。

1. 契約約款（技術研修等支援業務）（以下「約款」という。）

（監督職員）

第２条　業務実施契約約款第４条に定める監督職員は*（　　　部　　　課の課長）*の職位にある者とする。

（約款の一部変更適用）

第３条　本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、当該約款の規定によらず、次のとおり変更して適用する。

（１）特定個人情報保護

約款第19条（個人情報保護）第1項ないし第4項の規定は、受注者が本契約において特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指す。以下同じ。）に係る関係事務を実施する場合について準用する。この場合において、同項中「個人情報」とあるのは「特定個人情報」と読み替えるものとする。

２　前項の場合において、受注者は、前項に定めるもののほか、業務従事者等が前項に違反したときは、業務従事者等及び受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知するものとする。

３　第1項が準用する第19条第1項第1号及び第2項ないし第4項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

|  |
| --- |
| *※情報システムに関する内容を含む契約」に該当する場合4* *（２）情報システムに関する業務における情報セキュリティ**受注者は、契約締結後速やかに、発注者に対し、次の各号に定める事項を記載した書面を提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得なければならない。* 1. *受注者企業若しくはその従業員、再委託先企業若しくはその従業員又はその他の者によって、情報システムに機構の意図せざる変更が加えられないための管理体制*
2. *受注者の資本関係、役員等の情報、本契約業務の実施場所並びに業務責任者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）及び研修実績等)、実績及び国籍*

*２　受注者は、前項第1号の管理体制を遵守しなければならない。*  |

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

*【電子契約の場合】*

*本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。*

*なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。*

（西暦で記入）年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者東京都千代田区二番町５番地２５独立行政法人国際協力機構契約担当役　理　事　○○　○○ | 受注者[[2]](#footnote-3)＜住所＞＜組織名＞＜代表者役職名＞　○○　○○ |

1. 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体代表者［組織名］とする。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体とし、代表者及び構成員すべての住所、会社名、役職名、代表者名および押印が必要となる。 [↑](#footnote-ref-3)